

令和5年 天草市農業委員会第10回総会議事録

令和5年10月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
6番	中村三千人 君	7番	野 中 幸 廣 君
8番	平 岡 敬 則 君	9番	川 口 明 君
10番	富崎ますみ 君	11番	黒川紀世子 君
12番	端 田 睦 子 君	13番	山並彰一郎 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

5番	猪 原 真 滋 君
----	-----------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
書 記	浦 川 優 也	書 記	濱 朋 也
書 記	宮 川 楓 大		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第57号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第58号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第59号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第60号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第61号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第62号	非農地証明書交付申請について 報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第10回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。朝と夕方はとても涼しくなりましたが、昼間は依然として25度を超える暑さであり、非常に温度差がありますので、皆さん注意を重ねながら、農業委員活動を行っていただければと思います。また、インフルエンザが非常に流行しているようでございます。できるだけ感染しないように自己管理をしていただければ幸いです。10月10日には、有明で上島地区の農業委員と最適化推進委員さんと小学生に向けてうまかもん収穫体験を行いました。皆さんのご協力に対して心から感謝申し上げます。さらに10月19日に目標地図作成ということで、令和5年度に対象となる地域の農業委員さんと最適化推進委員さんに集まっていただきまして、説明会を行っております。目標地図を作り上げるということで、それに参加される地区の方につきましては、12月までは大変と思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それと、農業委員会の自主活動で河浦町宮野河内地区にて行っております、ひまわりの植栽について、花摘みの時期が決定されました。後ほど連絡があると思いますけれども、11月7日の9時からの予定となっております。これに関係される地区の農業委員さん、最適化推進委員さんは大変ですが、ご協力よろしくお願いいたします。それと本日は3条が12件、4条が6件、5条が5件、利用権の設定18件、非農地が8件、合計49件の案件が提案されております。皆さんの慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とします。よろしくお願いいたします。

○事務局（上原和之君） 本日は、5番猪原委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、6番中村委員、7番野中委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第57号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。宮地岳町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、宮地岳町の畑1064㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の

航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。譲受人は〇〇の方で、宮地岳地区に住んでおられますので特に問題はないと思います。既に柿の木が植えてあり、今後も譲受人が管理されていくと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。熊本市の譲受人は、新和町の譲渡人より、佐伊津町の畑11,097㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認に行きました。きれいに草刈りがしてありました。オリーブを栽培予定で、右側は既に梅の木が栽培してありました。天草の地で熊本市の方が耕作されるのに管理が行き届くのかなと、推進委員さんも心配されておりましたが、特に問題は無いと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、楠浦町の田 930 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。既に耕作されており、管理されていました。特に問題は無いと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。本渡町の譲受人は、兵庫県の譲渡人より、本渡町の畑 151 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。申請地のすぐそばに〇〇〇〇の〇〇があります。きちんと利用されておりまして、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。有明町の譲受人は、浄南町の譲渡人より、有明町の畑116㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。10月20日に山下推進委員と現地確認に行きました。譲渡人が高齢で管理できないということで、譲受人が贈与で受け取り、管理することになったそうです。譲渡人が元気なうちに処理をしたいということでしたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、浄南町の譲渡人より、有明町の畑1237㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。10月21日に山下推進委員と現地確認に行きました。譲渡人が高齢のため、近くで農業をされている方に譲って管理をしてもらいたいとのことでした。譲受人はやる気十分でございますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。御所浦町の譲受人は、御所浦町の譲渡人より、御所浦町の畑684㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道龍ヶ岳御所浦線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（平岡敬則君） 8番平岡です。10月19日に山下推進委員と現地確認に行きました。現在畑として利用されており、野菜を栽培されておりました。親子間の贈与ということで何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。8番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田と畑6,228㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻、野菜、果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。10月23日に鳴川推進委員と現地確認に行きました。現状管理がされており、親子間の贈与でもありますので何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 9番について説明します。楠浦町の譲受人は、志柿町の譲渡人より、栖本町の田と畑5,405㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へそれぞれ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側と南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻、野菜、果樹を栽培される計画です。今回猪原委員が欠席のため、猪原委員の意見を代読させていただきます。10月20日に松本勇二最適化推進委員と現地確認を行いました。現地は以前、3条申請の農地として確認を行った農地であり、譲渡人の農地売却理由に伴うものであると認識し、現地調査を行いました。申請の農地はきちんと管理されており、最適化推進委員からも、売却理由を推察しても何ら問題ないのではないかと意見をいただきました。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の4ページをご覧ください。10番について説明します。大浜町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、五和町の田452㎡を特定遺贈により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可

要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 意見を伺う前に、特定遺贈について説明していただけますか。

○事務局（濱朋也君） 土地の所有者が死亡した場合に、配偶者や子供に当たる方が財産を受け継ぐことを「相続」といいますが、「特定遺贈」というのは、相続の対象ではない人に対して、死亡者の遺言により、その人に財産を一部分け与えることを「特定遺贈」といいます。

○議長（本田実君） ありがとうございます。新しく出てきた言葉ですので、皆さんにご理解していただきたいと思い、私の方から説明をお願いしました。それでは、申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。10月23日に地元の原田推進委員と現地確認を致しました。先ほど説明がありましたように、遺言に基づいて名義変更をするために、今回3条許可の申請がされております。現地は、きちんと管理されておりましたので、問題は無いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 11番について説明します。五和町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、五和町の田2427㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。10月23日に小松山推進委員と現地確認を致しました。この地域は、基盤整備が終わってから30年ほど経つ地域で、譲受人のお父さんの代から申請地を借りて水稻を作っておられました。譲受人に買ってくれないかという話があって、今回の申請になっております。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 12番について説明します。熊本市の譲受人は、大阪府の譲渡人より、五和町の田と畑565㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。10月23日、小松山推進委員と現地確認をしました。譲受人は熊本市在住の方ですが、あと数年したら定年ということで、移住を考えていたそうです。知り合いの方から、天草にこういう所があるということをお話してもらい、実際に見に来られて、将来移住したいなということで今回、売買での申請が上がってきております。10月18日に本人さんにお会いしまして、お話をしましたが、「いいところですね。」とおっしゃっていました。天草市の人口は減っており、新しい方が入ってきていただけるということは嬉しい事でありますので、それがうまくできるように、私達もサポートしていこうと思います。何も問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。譲受人は熊本市の方ですよね。他にも、天草の五和の近辺で、畑で作業をされているのでしょうか。

○2番（山下和弘君） いいえ、今のところまだされていません。定年後は、空き家で残っているところのリフォームも考えているそうです。現在は、熊本市で農業機械の営業の仕事をされております。

○議長（本田実君） 以前は空き家に付属した農地の指定がありましたが、現在は下限面積の要件が撤廃されたので、以前の制度のような空き家バンクの横の農地と一緒に購入されたいとの説明を受けております。

- 6番（中村三千人君） 譲受人の方は、本当に農作業を作業されるのでしょうか。
- 2番（山下和弘君） 譲受人は、農業関係の仕事をされており、さまざまな作物を育てておられます。さらに譲受人の奥様も、様々な資格を持っており、カフェを経営したいとおっしゃられています。
- 事務局（濱朋也君） 補足説明をさせていただきます。実際に農作業を行うのか事務局で確認するために、不知火などの作物の苗の写真を送っていただき、営農計画が適当であることを確認できましたので問題は無いと判断致しました。以上です。
- 6番（中村三千人君） 分かりました。
- 議長（本田実君） 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。
-
- 議長（本田実君） 日程第3、議第58号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。
- 事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑18㎡を通路にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地に進入する通路として必要なため、通路として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認に行っておきました。畳二枚分くらいの広さで、なぜあれだけ残っていたのかと不思議に思いました。上に建っている家の入口のところで、そこを通らないと敷地に入れないような状況です。ですから、最初から農地であると知らずに埋め立てているのではないかと思います。何ら問題ないと思います。以上です。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありません

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。転用者は大阪府の個人で、楠浦町の畑102㎡を貸倉庫にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸倉庫として需要が見込まれるため、貸倉庫1棟として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。始末書に昭和〇〇年ほど前と書いてあったので、昭和〇〇年なのか、〇〇年前なのか分かりませんでした。昔は住宅として使われていたように感じましたが、現在は倉庫として使われているようでした。荷物がたくさん入れてあって、台風が来ると瓦が落ちそうな印象を受けました。仕方がないと思いますが、大阪にいらっしゃるの、これからどう管理されるのかなと浦上推進委員と話しながら見てきました。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑157㎡を通路にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地

です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、所有する農地への進入通路として利用したいため、通路として利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。道路になっているすぐ上に譲受人の自宅があります。本来ならば、住宅を作られるときにここを道路にするために転用申請をしなければならなかったのだらうと思いますが、この道路がないと、自宅に行けないのでどうしようもないと思います。ただ、ここはアスファルト舗装がされており、下水道と水道が通っています。農地にそのような施設を作っているものかどうか、少し疑問です。山下推進委員もここが農地だということは全く認識されておりませんでした。ここが農地だと所有者と譲受人が認識されたのはいつの時点なのか、指摘をされて今回の転用に至ったのか、どういった形で手続きを進めてきたか疑問です。何ら問題ないと思いますが、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○事務局（濱朋也君） こちらの申請ですが、4 条申請ですので、申請された方が所有している農地を転用する申請になります。

○事務局（上原和之君） 自身が所有する農地への進入路として申請が挙がっておりまして、課税状況については、雑種地で課税しております。第 5 条や先方があってということではなく、自分の農地に行くための道路として申請がされているかと思えます。

○4 番（淀川洋一君） アスファルト舗装がされている道路は、市道ではないのでしょうか。

○事務局（上原和之君） 市道認定はされていないと思えます。

○4 番（淀川洋一君） そういった土地に、排水や下水、水道の施設を作ることは可能なのでしょうか。

○事務局（上原和之君） それについては土木課や水道課、下水道課と協議したうえで敷設してありますので、問題はないかと思えます。ただ、地目が農地であったということについては、その時点で話をさせていただいていたら、もっと早い段階での申請になったのではないかと思えます。

○6 番（中村三千人君） 現地の写真を少し大きくしてくださいませんか。畑に下水が入っていますが、畑に下水道を入れることは可能なのでしょうか。おそらく公共工事とは思いますが、下水道を敷設する際に、なぜ農地を地目変更しなかったのでしょうか、大きな問題ではな

いでしょうか。

○事務局（上原和之君） 始末書では、昭和〇〇年に無断でコンクリートを施工したとなっておりますので、その経緯については、現在はお答えすることができません。

○6番（中村三千人君） 公共道路ではないわけですから、下水は市が管理しないといけないのではないのでしょうか。何かあった時に、どうするのでしょうか。

○事務局（上原和之君） その辺は、下水道課に確認をさせていただく必要があると思っております。確認したうえで、お答えさせていただきたいと思えます。

○6番（中村三千人君） 既に下水道が敷設されているわけですから、市が申請地を地主の方から買い上げないとその工事はできないと考えております。

○事務局（上原和之君） そうなると、申請地の先の家の分もどうなっているかも気になります。

○事務局（浦川優也君） 先の方は、市道ではなく個人名義の道路になっております。

○6番（中村三千人君） このままの状態ですることはできないと思えます。

○事務局（上原和之君） 局長補佐。この件に関してはこれまでもあったような保留という形で問題ないだろうか。

○事務局（松本馨君） 下水道課に確認したうえで、来月その結果について報告させていただければと思えます。よろしいでしょうか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、4条3番については、保留し来月にかけてということによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は保留することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は浄南町の個人で、有明町の田と畑1631.91㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、スギ400本を植林する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。先日現地確認を行いました。地目は畑ですが、現況は山林になっておりますので、今回申請したと聞いております。現地確認をして、以前ここはみかん山ではなかったかなと山下推進委員と話してきました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑7813㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、ヒノキ1900本を植林する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。また、この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(川口明君) 9番川口です。10月11日に事務局より場所が分かりにくいということで、「農業委員さんも一緒に確認できませんか」という連絡をいただきまして、現地確認を致しました。申請者の方にも来ていただき、道案内をしていただいております。みかんの栽培をやめて、その後にお父さんの代で植林をされていたとのことでした。始末書も提出されております。周辺に農地はありませんでしたので、何ら問題ないかと思っております。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は三重県の個人で、河浦町の畑287㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時の住宅が手狭で不便であったため、住宅1棟、物置1棟、駐車場2台、通路、庭として利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。10月23日に現地確認を行いました。昭和〇〇年に建てられたと始末書に書いてあります。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。直接関係はありませんが、事務局の説明として、始末書の案件に対して「～する案件です」と今から転用するような説明になっています。そうではなくて、既に転用してありますというような説明をされた方が良くと思います。以上です。

○事務局（上原和之君） そのように改善いたします。

○議長（本田実君） ほかにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の7ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は茶北町の法人で、亀場町の田2296㎡を売買により取得し、建売住宅及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した

〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建売住宅としての需要が見込まれており、また、資材置場が不足しているため、建売住宅 2 棟、駐車場 15 台、L 型擁壁 40 個、集水柵 5 基、落蓋側溝 70 個、コンクリー蓋 270 枚、グレーチング 15 枚、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認に行きました。現状として稲刈りがしてありまして、まだ耕作できる状態でした。他の方が耕作されており、譲渡人が市外におられるので手放したいのかなと思いました。申請地周辺は、譲り受ける法人が開発している場所で、その計画の一部だと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 14 m²を売買により取得し、宅地拡張をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅建築の際に隣接する申請地に越境していたため、住宅 1 棟、カーポート 1 基、来客用駐車場 1 台として利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。堤内推進委員と現地確認に行きました。既に新築の家が建ててあって、問題ないということで確認しました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑166㎡を売買により取得し、駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、自家用駐車場3台、トラック用駐車場2台として利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認に行きました。ゴミ収集の車と自家用車を止める駐車場として申請がされております。がけ崩れが心配なところですが、何も建てずに駐車場として使うのであれば問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田7.93㎡を贈与により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現

地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地として譲り受けた土地の中に一部農地があったため、住宅1棟、庭、通路として利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。住宅用地として購入されて、その一部がまだ農地になっていたそうです。おそらく登記上のミスだと思いますが、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の8ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は北原町の個人で、北原町の田199㎡を売買により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、駐車場2台、来客用駐車場4台、転回スペース、庭として利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。〇〇の〇〇の〇〇の農地です。駐車場と転回スペースとして転用されるということですが、何ら問題ないかと思しますので、ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第5、議第60号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の9ページから16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が9件、再設定が5件、合計14件で、筆数33筆、総面積が44,224㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の14ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第6、議第61号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の17ページから19ページをご覧ください。更新の計画が4件、再配分の計画が0件、利用権移転の計画が0件、合計4件で、筆数15筆、総面積が16,556㎡となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の15ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第7、議第62号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が2件、有明地域が1件、五和地域が1件、天草地域が1件、河浦地域が3件の計8件です。筆数は全体23筆、面積は16,874㎡となっております。資料③の16ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の20ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から7番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が8番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番から11番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が12番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が13番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が14番から19番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇からそれぞれ〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。こちらも全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が20番から23番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番から7番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 8番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 9番から11番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 12番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 13番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 14番から19番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 20番から23番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 21 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 7 件。すべて田を畑として利用したいというものでした。第 4 条、第 5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 5 年天草市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 30 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

木田 美

署名委員

野中 幸廣

署名委員

中村 三千人